

平成21年9月4日

株主の皆様へ

株式会社モリモト

株式異動証明書のご請求手続について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成21年度税制改正により、特定保有株式（以下の（1）及び（2）の要件を満たす株式）については、当該特定保有株式が株式としての価値を失ったことにより生じた損失を株式等に係る譲渡損失とみなすことができるとする特例が措置されております。

- （1）平成21年1月5日まで証券会社に開設する特定管理口座において弊社株式が管理されており、同日をもって弊社株式が特定管理口座から払い出されていること
- （2）弊社株式（特定管理口座以外で管理されていたものも含む）について、平成21年1月5日以降、株式の消却の日（平成21年8月3日）までの間に異動（売買等）が発生していないこと

上記（1）及び（2）の要件を満たしている特定保有株式をお持ちの個人株主様が本措置を利用するには、下記のお手続が必要となりますので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

【本措置の概要】

- ① 個人株主様は、弊社株式についてお取引のあった証券会社を經由して、弊社に対して「株式異動証明書」の交付を請求する。
- ② 当該交付請求に基づき、弊社から証券会社に「株式異動証明書」を交付する。
- ③ 証券会社において、一定の要件に基づく所定の事実関係を「株式異動証明書」で確認した上で、個人株主様へ「価値喪失株式に係る証明書」を交付する。
- ④ 個人株主様は、「価値喪失株式に係る証明書」を添付して確定申告をする。

以上の手続きをすることにより、個人株主様は弊社株式の無価値化の事実が発生した時に、弊社株式の譲渡があったものとみなし、特定管理口座から払い出された時の取得額を譲渡損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の金額を計算することができますこととされています。

【証券会社を経由しての株式異動証明書のご請求について】

弊社株式についてお取引のあった証券会社より、株式異動証明書の交付請求に係る「委任状」が交付されますので、必要事項を記入の上、当該証券会社にご提出ください。

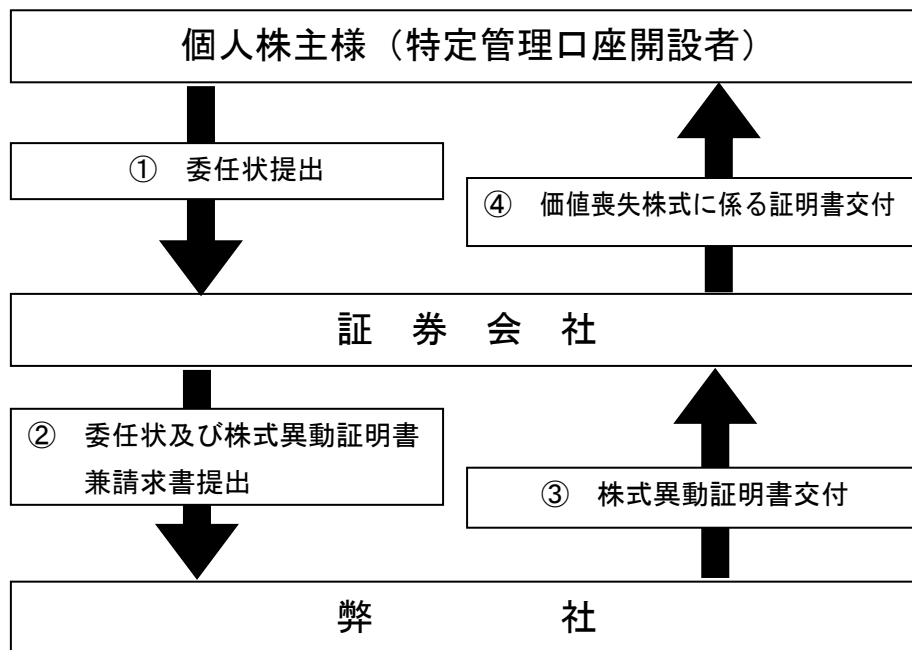
当該委任状に基づき、証券会社から弊社に対し「株式異動証明書」の交付請求が行われます。その後、弊社が証券会社に「株式異動証明書」を交付することとなります。

【株式異動証明書の交付請求期間】

平成21年9月2日～平成21年10月31日（交付請求書の到着日 ※）

※上記の期間は、弊社が証券会社から株式異動証明書の交付請求を受け付ける期間となります。証券会社によっては、個人株主様に対して提示する本件に関する諸手続きの期間が上記と異なる場合がございますので、詳細は弊社株式についてお取引のあった証券会社へお問い合わせください。

【株式異動証明書の交付請求に係る手順】



当該特例の具体的な手続方法等については、弊社株式についてお取引のあった証券会社若しくは最寄りの税務署等にお尋ねくださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

株式会社モリモト 経営統括部 株式担当

電話 03 (5724) 1100

以上